

防災拠点自動車駐車場 運用マニュアル(案)について

1. 「防災拠点自動車駐車場」の指定について

- 防災拠点自動車駐車場とは、大規模災害が起きた際に、広域的な応急対策活動を迅速に実施するための拠点として利用できるよう国土交通大臣が指定した駐車場。
- 令和3年9月の道路法改正を踏まえ、令和4年3月より、地域防災計画などに位置づけられた道の駅や高速道路のSA・PAの駐車場の中から指定。

「防災拠点自動車駐車場」の指定について

別紙1

- 広域災害応急対策の拠点となる防災機能を有する「道の駅」等について、国土交通大臣が防災拠点自動車駐車場として指定する制度を創設

(改正道路法等 令和3年3月31日成立・公布、令和3年9月25日施行)

⇒地域防災計画等に位置付けがある「道の駅」やSA・PAを対象として指定

<具体的な目的>

警察・消防・自衛隊などの活動拠点

緊急輸送ルート確保のための沿道拠点

等

道の駅におけるイメージ

道路駐車場
(防災拠点自動車駐車場に指定)



地域振興施設等

- 災害時に防災拠点としての利用以外を禁止・制限が可能



利用の禁止・制限の際に設ける標識



道の駅を拠点として活用した災害応急対策

- 災害時に有用な施設等の占用基準を緩和

- 道路管理者が隣接する地域振興施設等の所有者と協定を締結し、災害時には一体的に活用可能



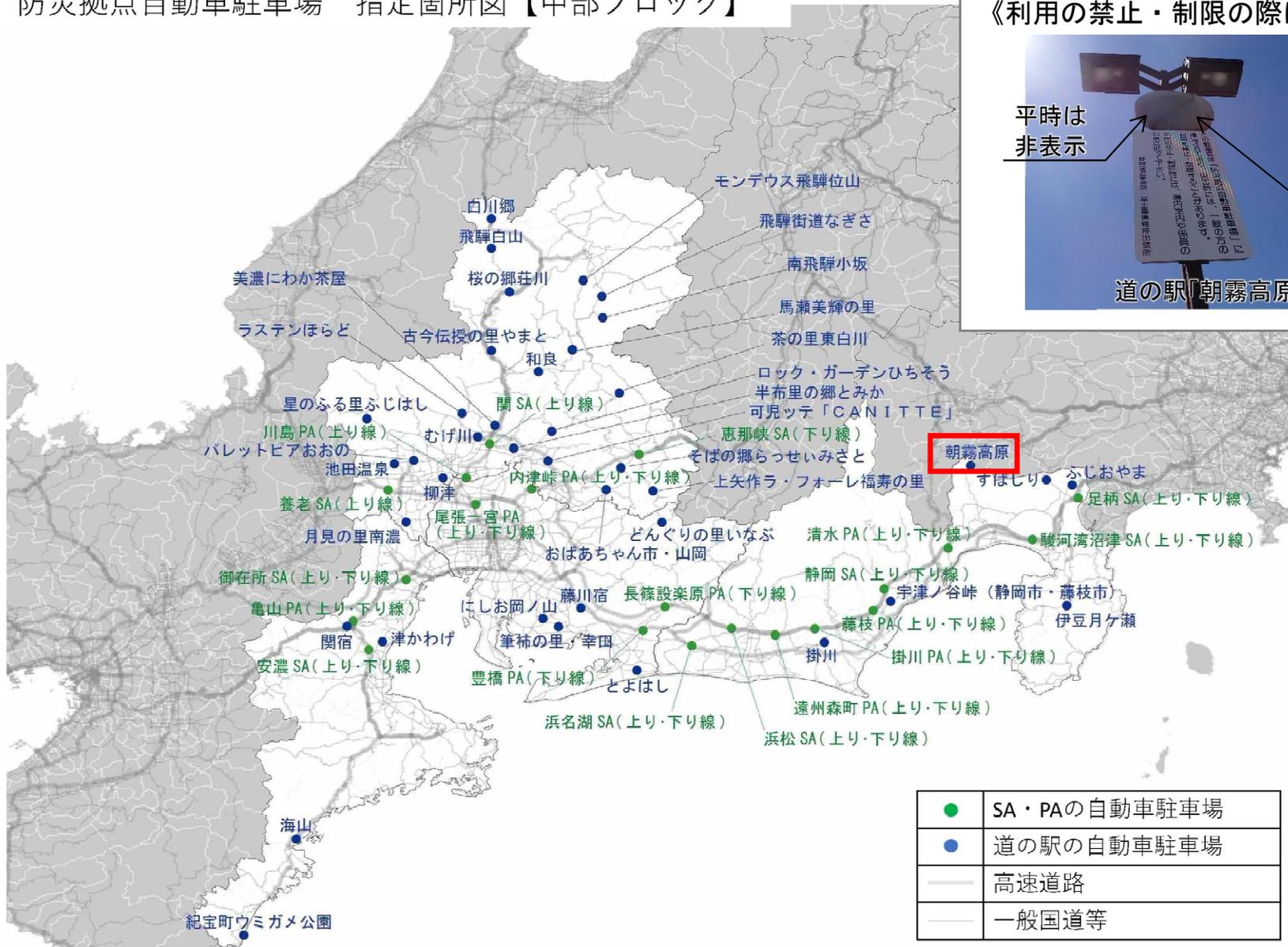
炊き出しの様子

1. 「防災拠点自動車駐車場」の指定について

○令和7年12月時点で、全国で512箇所(道の駅:366箇所、SA・PA:146箇所)が指定。

○道の駅「朝霧高原」は、防災拠点自動車駐車場制度の施行に係る道路法改正後初となる 令和4年3月に指定。

防災拠点自動車駐車場 指定箇所図【中部ブロック】



《利用の禁止・制限の際に設ける標識の設置状況》



標識イメージ



平時は
非表示

●	SA・PAの自動車駐車場
●	道の駅の自動車駐車場
—	高速道路
- - -	一般国道等

出典: 令和4年3月 国土交通省 プレスリリース資料

2. 「防災拠点自動車駐車場」の運用上の課題

- 令和6年1月に発生した能登半島地震時に、全国で初めて防災拠点自動車駐車場制度を利用した、駐車場の利用制限を実施したものの、運用体制の見直し等に係る課題が発生。
- 実績に基づく課題に加え、そもそも道路利用者や道の駅関係者への制度自体への理解が十分ではないと想定。
⇒防災拠点自動車駐車場の開設までの流れや運用方法を検討し、体系的な整理が必要。

能登半島地震での対応

- 令和6年1月に発生した能登半島地震では、「防災道の駅」や防災拠点自動車駐車場である「道の駅」が防災拠点として活躍
- 「道の駅」のネットワークを活用した広域的な支援も実施

- 道の駅「千枚田ポケットパーク」
・駐車場を啓開活動のためのヘリ着陸場として利用
・防災拠点自動車駐車場として、全国初の利用制限を実施(2/26)

道の駅「赤神」
・自衛隊が入浴環境を提供



道の駅「ころ柿の里しか」
・農産物直売所営業中
・道の駅の温泉を町民に無料開放



道の駅「輪島」
・駐車場を宿泊場所として利用

道の駅「すずなり」
・臨時医療施設、電力復旧拠点



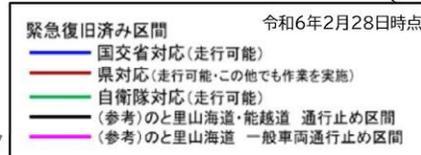
道の駅「桜峠」
・自衛隊が休憩場所として利用

道の駅「のと里山空港」
※防災道の駅
・国交省の道路啓開支援センターや、自衛隊の物資輸送拠点



道の駅「あなみず」
・国交省のコンテナトイレを設置(～2/20)
・トイレの復旧に伴い、「ポケットパーク海岸栈敷のと七見」に移設

道の駅「なかじまロマン峠」
・奥能登に向かう拠点として活用



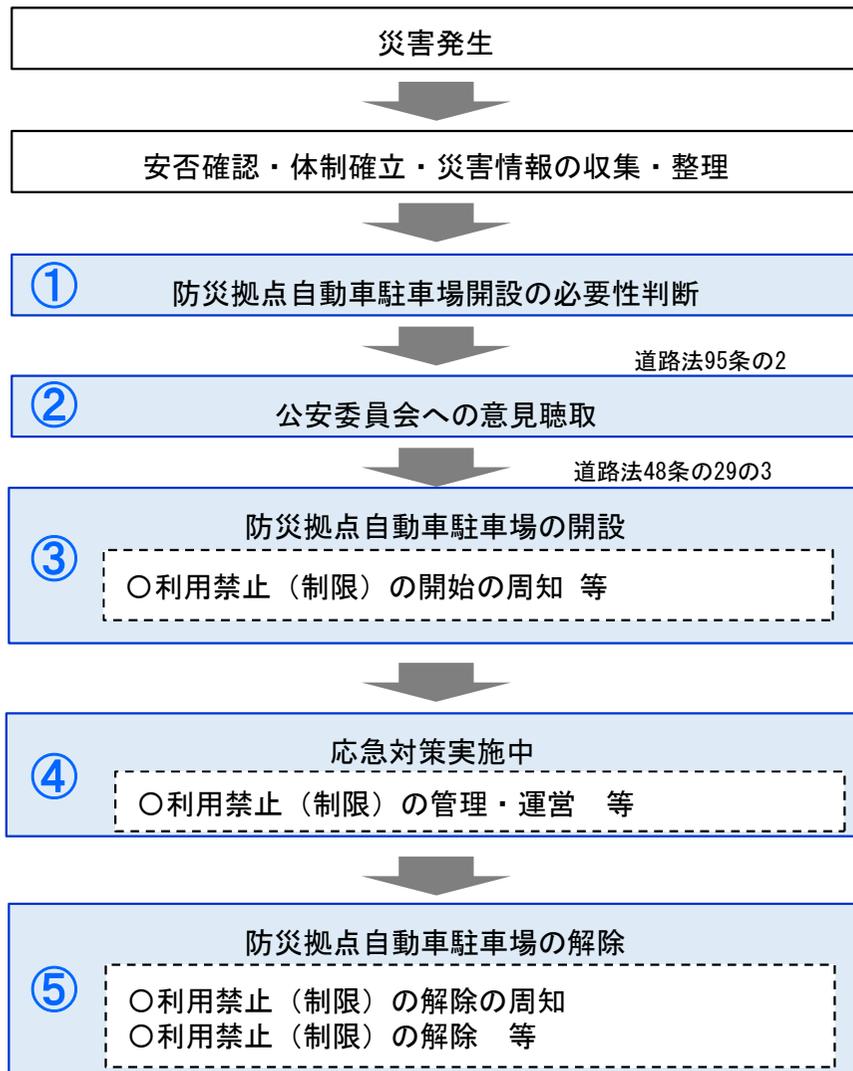
能登半島地震で得られた
教訓や課題として、
「被災自治体の負担軽減に
係る仕組みの構築・運用体
制の見直し」
に言及

防災拠点自動車駐車場の開
設までの流れや
運用方法を体系的に整理
(運用マニュアル(案)の検討)

3. 「防災拠点自動車駐車場」の運用マニュアル(案)について

- 災害発生時に防災拠点自動車駐車場の開設を円滑に進めるためには、開設の判断基準や、開設手順の事前整理が必要。
- 防災拠点自動車駐車場の運用段階となる「防災拠点自動車駐車場の必要性判断」～「防災拠点自動車駐車場の解除」に調整が必要となる事項や、実施すべき手順を検討。

<防災拠点自動車駐車場の開設のながれ>



道の駅BCP計画の対象範囲
(道の駅管理者・設置者(市)が主となって運用)

「防災拠点自動車駐車場」の
運用マニュアルとして整理
(道路管理者(国)が主となって運用)

⇒次項より①～⑤について詳細整理

3-①. 防災拠点自動車駐車場開設の必要性判断

- 防災拠点自動車駐車場の開設判断は、被災状況や自治体からの要請等を踏まえ、総合的に判断し速やかに実施。
- 開設の決定は、国道事務所長より地方整備局長等に対して決定要請を行い、地方整備局長等が防災拠点自動車駐車場の開設を決定。

<開設の判断>

<情報収集項目(案)>

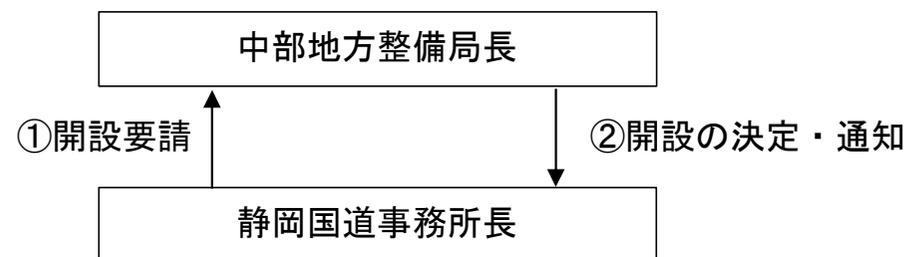
- ①アクセス道路の通行可否
 - ・防災拠点自動車駐車場がある施設までの道路の通行可否
※パトロール範囲内(接続道路)
- ②防災拠点自動車駐車場の被災状況
 - ・路面の異常 : 大きな段差、陥没、亀裂、ひび割れ、土砂流入、浸水の有無
 - ・道路施設の異常 : 標識、看板、照明施設の倒壊、傾き等の有無
 - ・沿道環境の把握 : トイレ、情報提供施設、地域振興施設の状況
- ③施設利用の意向
 - ・富士宮市の災害時の施設利用意向
- ④周辺避難所等の開設状況、その施設までの道路の通行可否

<判断項目(案)>

- 発生災害への応急対策内容・実施規模
 - 道の駅「朝霧高原」の施設状況
 - 道の駅「朝霧高原」へのアクセス道路の状況
 - 自治体等からの要請
 - 周辺地域の防災拠点との連携
- 〔
- ・国道1号 道の駅「富士」(静岡県 富士市)
 - ・国道139号 道の駅「なるさわ」(山梨県 鳴沢村)
 - ・国道303号 道の駅「しもべ」(山梨県 身延町)
 - ・東名高速道路 道の駅「富士川楽座」、富士川SA など
- 〕

<開設の決定>

- 道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている。この権限は、地方整備局長の訓令等により国道事務所長に委任することが可能であり、適宜対応するものである。
- 防災拠点自動車駐車場開設の決定については、国道事務所長が地方整備局長等に対して決定要請を行い、地方整備局長等が防災拠点自動車駐車場の開設を決定し、国道事務所長に通知する。その後、国道事務所を中心として実務を行うことが想定される。
(防災拠点自動車駐車場の開設の決定については、道路法第48条の29の3及び第48条の29の4までに規定)

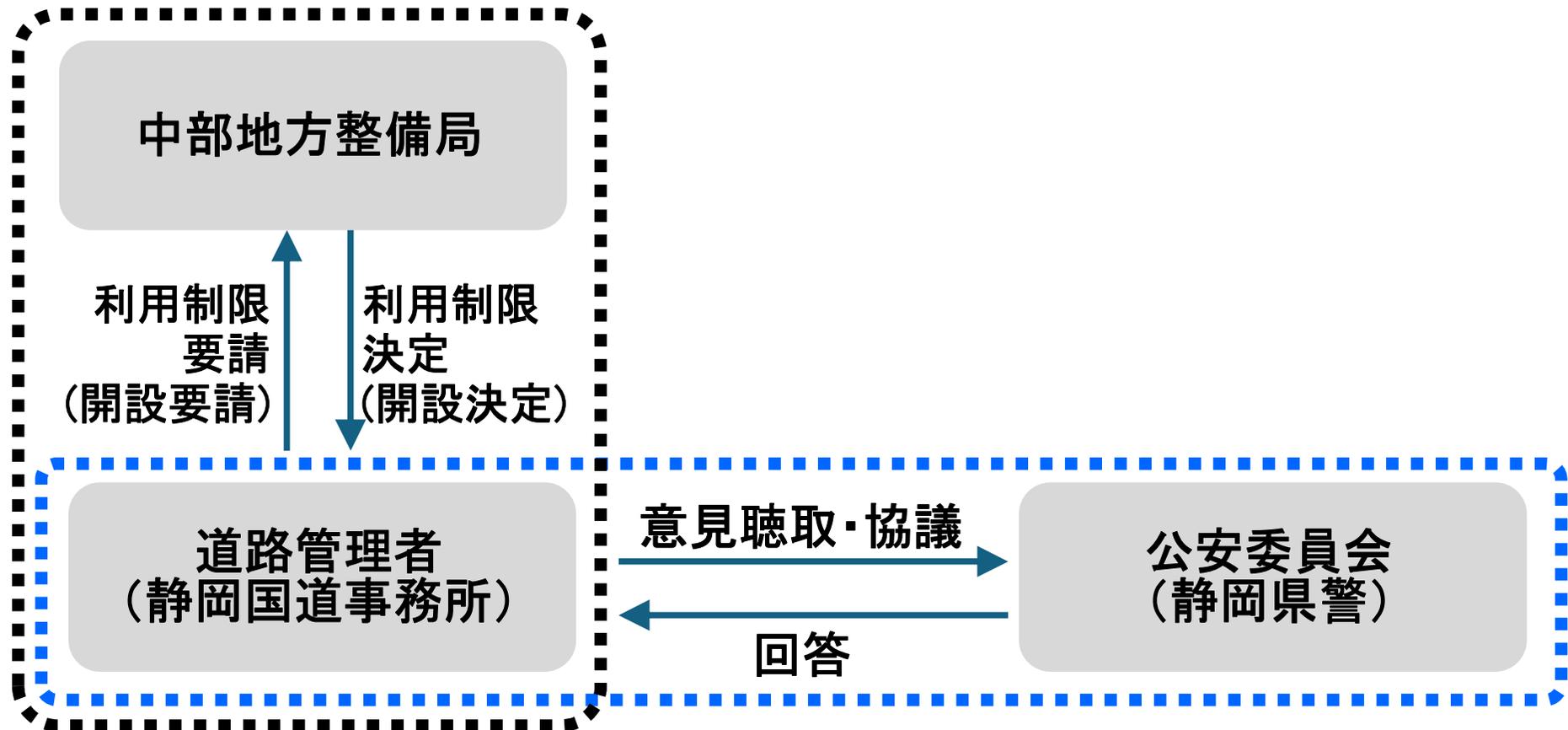


※広域的被害が予想される場合は①解説要請が行われず中部地方整備局長が直接決定する場合もある

3-②. 公安委員会への意見聴取

○道路管理者(道路管理)と公安委員会(交通規制)との間で連携を図るために、公安委員会の意見を聴取し、防災拠点自動車駐車場設置に向けた調整及び周辺交通への影響緩和を図る対策を検討および実施

※道路法95条の2に基づき実施



防災拠点自動車駐車場の開設

3-③. 防災拠点自動車駐車場の開設

○防災拠点自動車駐車場の開設決定後、指定された防災拠点自動車駐車場において利用禁止(制限)を開始

開設時に対応すべき項目

- (1) 標識の設置
【第48条の29の4】
- (2) 防災拠点自動車駐車場範囲の明示・駐車場利用禁止(制限)
【法第48条の29の3及び第48条の29の4】
- (3) 車両移動協力依頼・駐車スペースへの誘導
- (4) 利用施設の点検
- (5) 防災拠点自動車駐車場の各関係機関の利用エリアの確認

< 標識の設置 >

道の駅「朝霧高原」において、防災拠点自動車駐車場開設に伴う駐車場利用制限についての標識を設置する。

< 準備物 >

標識、道の駅平面図(標識設置位置を示したもの)等

< 災害範囲の明示・駐車場利用禁止(制限) >

防災拠点自動車駐車場の利用禁止(制限)エリアを明示するために、カラーコーン、バリケード等を設置する。

< 準備物 >

道の駅平面図、カラーコーン・バリケード等資材

< 車両移動協力依頼・駐車スペースへの誘導 >

防災拠点自動車駐車場開設時の既存駐車車両に対して、一般利用者避難のための駐車場への自動車の移動を依頼する。

< 準備物 >

情報提供施設の活用、車両移動の協力依頼チラシ、説明資料 等

< 利用施設の点検 >

防災拠点自動車駐車場開設時において利用施設の点検を実施し、安全性が確保できているかの確認を行う。

< 防災拠点自動車駐車場の各関係機関の利用エリアの確認 >

応急対策活動実施者である県警・自衛隊・消防・インフラ事業者等関係機関の防災拠点自動車駐車場利用エリアを示し、過不足が無いかなど調整、拡大可能性の確認をする。

< 準備物 >

平面図(応急対策活動実施者の駐車場割当図)

< 道の駅平面図(利用禁止エリアの明示) >



3-④. 応急対策実施中

○防災拠点自動車駐車場が開設され、利用禁止(制限)の管理・運営がなされている期間において応急対策を実施

応急対策実施中に対応すべき項目

- (1) 利用施設の点検
- (2) 利用禁止(制限)の案内

<利用施設の点検>

防災拠点自動車駐車場として利用する道の駅が時間経過とともに災害の影響が発生していないか等について点検を実施する。写真を撮影し各施設の変状が見られないか確認する。

<準備物>
カメラ

<利用禁止(制限)の案内>

防災拠点自動車駐車場の開設時の周知が届いておらず、利用禁止(制限)をかけているにもかかわらず来訪される一般利用者に対し案内を実施する。

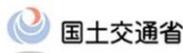
<準備物>
情報提供施設の活用、車両移動の協力依頼チラシ、説明資料 等

<協力依頼チラシ(全面利用禁止)>

駐車場 利用制限実施中

現在、道の駅駐車場を災害対策に使用しています。一般利用者の方は、場内案内や係員の指示に従って車両の移動をお願いします。

この標識の範囲内は、一般車両は利用できません



<協力依頼チラシ(一部利用禁止)>

駐車場 利用制限実施中

現在、道の駅駐車場の一部を災害対策に使用しています。一般利用者の方は、場内案内や係員の指示に従って車両の移動をお願いします。

この標識の範囲内は、一般車両は利用できません



情報提供施設
(モニター等)への投影にも活用

3-⑤. 防災拠点自動車駐車場の解除

○災害応急対策が完了した段階で、防災拠点自動車駐車場における利用禁止(制限)を解除

解除時に対応すべき項目

- (1) 広域災害応急対策実施者
(警察・自衛隊・消防・自治体・インフラ事業者)との調整
- (2) 防災拠点自動車駐車場の利用禁止(制限)解除の周知
- (3) 標識の撤去
- (4) 利用禁止(制限)の解除
- (5) 施設利用後の点検

<広域災害応急対策実施者(警察・自衛隊・消防・自治体・インフラ事業者)との調整>

広域災害応急対策の完了を確認し、各関係機関と調整を行い速やかに防災拠点自動車駐車場の利用禁止(制限)を実施できるようにする。防災拠点自動車駐車場の設置物等の移動スケジュールを確認し、利用禁止(制限)に向けた調整を行う。

<準備物>
平面図(応急対策活動実施者の駐車場割当図)

<防災拠点自動車駐車場の利用禁止(制限)解除の周知>

防災拠点自動車駐車場による利用禁止(制限)の解除について、記者発表/HP/道路情報板/日本道路交通情報センター(ラジオ等)等により一般利用者への周知を図る。

<周知事項>
・防災拠点自動車駐車場設置の場所
・利用禁止(制限)の解除
<準備物>
周知事項、記者発表・HPのひな形、情報板掲示内容、音声情報用原稿

<標識の撤去>

防災拠点自動車駐車場の利用禁止(制限)エリアを明示していた、カラーコーン、バリケード等を撤去する。また、災害応急対策施設倫理協定に基づき使用していた一般利用者用駐車場を閉鎖する。

<準備物>
道の駅平面図(標識設置位置を示したもの)

<利用禁止(制限)の解除>

防災拠点自動車駐車場の利用禁止(制限)エリアを明示していた、カラーコーン、バリケード等を撤去する。また、災害応急対策施設倫理協定に基づき使用していた一般利用者用駐車場を閉鎖する。

<施設利用後の点検>

国土交通省が一体管理を実施していた施設について、設置物等の撤去・施設の破損等の確認を実施し、通常時利用に向けた安全性の確認を行う。